

緑地保存契約書

横浜市（以下「甲」という。）と山口進（以下「乙」という。）とは緑地保存について次のとおり契約する。

（目的物件）

第1条 乙は、横浜市戸塚区舞岡町3398番10（以下末尾記載）の土地を緑地として保存するものとする。

（契約の期間等）

第2条 契約期間は、平成28年3月18日から平成38年3月31日までとする。

2 甲は、前項の契約期間の満了に際しては、乙に対して、あらかじめその旨を通知するものとする。

3 前項の通知の後、乙から緑地保存契約更新等確認書及び指定申請（同意）書が提出された場合、甲はこれを審査し、指定することを適當と認めたときは、すみやかに乙に通知するとともに、緑地保存契約を締結し、指定するものとする。

4 緑地保存地区の契約予定地が共有名義又は法人名義等の場合については、乙をその代表者又は所有者の総意に基づく団体等とすることができます。この場合、乙は横浜市緑地保存事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく本契約に関する内容について、土地所有者へ通知し、周知を図るものとする。

（保存及び管理義務）

第3条 乙は、当該地区の植生及び環境を良好に保つよう管理しなければならない。市長は、当該地区で生じた一切の責を負わない。

2 乙は、当該地区においては次に掲げる行為をしてはならず、第三者にさせてはならない。ただし、防災上必要な行為についてはこの限りではない。

(1) 建築物及びその他工作物の設置

(2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、その他土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 当該土地の緑地の保存に影響をおよぼす土地の使用及び収益を目的とした権利の設定

(5) 緑地保存契約の継承を伴わない所有権の移転

(6) その他緑地の保存に影響をおよぼす行為

3 乙は、標識を良好に管理するものとする。

（減免措置等）

第4条 甲は、乙の申請により、要綱第14条第1項に定める奨励金措置の対象を除き、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税の減免措置の手続を行うものとする。ただし、減免措置は契約期間内とし、契約期間が10年以上のもののみを対象とする。

2 甲は、要綱第14条第1項に定める奨励金措置の対象に対し、同条第2項に基づく奨励金措置を講ずるものとし、減免措置の手続は行わないものとする。ただし、固定資産税及び都市計画税が既に非課税又は減免となっている土地については、奨励金措置は行わない。

（継続一時金）

第5条 甲は乙に対し、当該土地の契約を更新した場合は、次に掲げる場合を除き、予算の範囲内で継続一時金を支払うものとする。ただし、新たな契約期間が10年以上のもののみを対象とする。

(1) 既に近郊緑地特別保全地区又は特別緑地保全地区に指定された土地について、新たに指定又は更新をした契約を更新した場合

(2) 独立行政法人など特定の法令に基づく法人及びこれらに準ずる法人が所有する土地について契約を更新した場合

（事前協議）

第6条 乙は、第1条の土地において次に掲げる行為を行おうとするとき、又は次に掲げる事由が生じたときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(1) 当該土地の保存管理に必要な防災上の措置を行うとき

(2) 緑地保存契約の継承を伴う所有権の移転を行おうとするとき

(3) 相続の発生など、不測の事態が生じ、本契約の継続が困難となった場合

(4) 公共的な事業を行うとき、又は次に掲げる公益的な事業に係る工作物を設置する場合で、当該緑地保存地区に設置しなければその効用を果たすことが困難なとき

- 該線地保有地盤に設置しようとするもの用を来たることが困難なこと
ア 鉄道施設及びモノレール施設
イ 石油パイプラインの敷設に伴う導管
ウ 電気通信事業法に規定する認定電気通信事業者が設置する施設
エ 電気事業法に規定する電気事業の用に供する電気工作物
オ ガス事業法に規定するガス工作物
(契約の解除及び変更)

第7条 甲は、次の各号に該当する場合は、本契約を解除し、又はその内容を変更するものとする。

- (1) 前条の協議によりやむを得ないと認めるとき
(2) 第3条第2項の規定に違反した場合
(3) 要綱第2条に規定する基準等を満たさなくなった場合

(違約金)
第8条 乙は、第3条第2項に違反し、甲から緑地保存契約を途中解除された場合は、現在の契約書の契約日以降に減免となった当該土地にかかる毎年の固定資産税及び都市計画税相当額の合計額（奨励金措置にあたっては奨励金の合計額、ただし、いずれも解除年度を含む7年分を遡った額を限度とする。）と、現在の契約に対し支払った継続一時金を合算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

(緑地相談)

第9条 乙は甲に対し、緑地保存地区から他の緑地保全事業等の実施について相談を行うことができる。

2 緑地相談を希望する場合は、緑地相談申出書（第8号様式）を市長へ提出するものとする。

(土地情報の閲覧等)

第10条 要綱第15条に基づき甲が行う課税情報の閲覧等については、乙又は土地所有者等はこれを認めるものとする。

2 要綱第5条により告示された内容の公開については、乙又は土地所有者等はこれを認めるものとする。

(その他必要事項)

第11条 乙は、要綱を厳守しなければならない。

2 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義を生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するためこの契約書を2通作成し、甲、乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年3月12日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横 浜 市
横浜市長 林 文 子



乙 住 所

氏名

緑地保存地区指定契約地